

認定特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎  
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎（以下「本法人」という。）定款第3章第19条に基づき、理事および監事（以下、「役員」という。）に対して支払う報酬額等に関して必要な事項を定める。

(報酬額)

第2条 報酬額を支払うべき役員および報酬の総額については、以下のとおりとする。ただし、報酬を支払うべき役員については、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

(1) 理事長

(2) 理事会において決定した理事

ただし、理事総数の3分の1を超えない範囲内の理事に限るものとし、上記の者に付与する報酬の総額は、事業収入の5%以内とする。

(併給)

第3条 役員に対する報酬については、その他の給与とあわせて支給することができる。

(支払日)

第4条 役員報酬は毎月末日に、振込にて支払うものとする。

(計算方法)

第5条 役員へ支払う報酬については、日割計算をしないものとし、月の途中に就任または退任した場合でも、1か月分を支払うものとする。

報酬を支払うべき役員が死亡により退任した場合についても、その月の報酬は支払うものとする。

(長期欠勤者の報酬)

第6条 病気療養等のやむを得ない事情による長期療養中の役員の報酬については、その年度については、療養期間に応じて、減額するものとする。

(緊急的措置)

第7条 役員への報酬を支払うことにより、本法人の経営状況が悪化するような場合、または報酬を支払う役員につき、役員としての責任を追及すべき問題が発生した場合には、理事会の決議によって、報酬額の減額、支払停止の措置をとることができる。

(報酬額の改定)

第8条 役員へ支払う報酬額については、理事会の承認を受けた上で、総会の承認を得て、増減することができる。

(控除)

第9条 役員に支給する報酬については、源泉所得税、住民税、社会保険料等の控除すべきものを控除した後、支払うものとする。

(規程の変更)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成23年4月1日より施行するものとする。